

東日本大震災における特例措置(労災保険関係)

労災保険給付

- 労災診療や休業補償の請求が医療機関や事業主の証明がなくても可能とする等の弾力的な取扱いを実施。併せて、業務遂行中に地震による建物の倒壊等により被災した場合には業務災害であることを示した。
- 労災保険給付の請求に関して、労災認定のための資料を喪失した際に代替資料でも可能とする等の取扱いを定めるとともに、全国どこの労働局又は労働基準監督署でも請求の受付を可能とする等の柔軟な取組を実施。
- 遺族補償給付等の支給事由の特例【東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律】により措置
 - ・ 震災によって行方不明となった者について、遺族補償給付など死亡を支給事由とする給付を速やかに支給するための法的措置※を講じた。
 - ※ 震災による行方不明者について、3か月で死亡推定し、遺族補償給付等を速やかに支給。
- 震災の発生日に被災地域に住所を有する者の年金給付に関する定期報告書の提出期限を延長。(6/30→8/31)
- 震災の影響で労働者の賃金が低下した後に疾病の発生が確定した場合の給付基礎日額の特例措置を実施。

労働保険料

- 労働保険料の納付期限の延長等（障害者雇用納付金についても同様の取扱い）
 - ・ 被災地域（青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県）における労働保険料の納付期限（7月）等を自動的に延長
 - ※ 青森県及び茨城県は7月29日(金)まで、岩手県、宮城県及び福島県は別途告示する日まで延長。
 - ・ 被災地域以外の事業主でも、震災により財産に相当な損失を受けた場合には、事業主からの申請に基づいて、労働保険料の納付を猶予。 ※ 青森県及び茨城県では、上記の延長措置の終了後は本猶予措置の対象となる。
- 労働保険料等の免除【東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律】により措置
 - ・ 3月11日に特定被災区域※¹に所在していた事業場が、震災被害により、労働者の賃金の支払いに著しい支障が生じている等の場合に、事業主からの申請に基づき、最長で平成24年2月までの1年間、労働保険料等※²を免除。
 - ※¹ 岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、新潟県、長野県の一部
 - ※² 石綿健康被害救済法に基づく一般拠出金についても同様に措置